

1

介護支援分野

令和7年度 問題1

☐☐☐

日本の社会保険制度について適切なものはどれか。2つ選べ。

- 1 営利団体が保険者となる。
- 2 公的扶助と比較して、救済的機能が強い。
- 3 制度への加入手続きをとらない者や保険料を納付しない者は、給付を受けられないことがある。
- 4 税方式と比較して、給付と負担の関係が明確である。
- 5 介護保険は、職域保険に位置付けられる。

1 ×

社会保険制度における保険者は、国や市町村、地方公共団体などの公的機関である。

2 ×

救貧的機能が強いのは、生活保護を代表とする公的扶助である。社会保障制度は、生活安定・維持向上の要素が強い。

3 ○

社会保険は、原則強制加入である。保険料が未納や滞納がある場合には一定の制限が課せられる。

4 ○

社会保険制度は、一部公費負担はあるが、被保険者が保険料を負担する形となっており、税方式と比較して、給付と負担の関係が明確である。

5 ×

介護保険は、地域保険に位置付けられる。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法について正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 すべての認知症の人が、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることは、基本理念の一つである。
- 2 良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供されることは、基本理念の一つである。
- 3 地方公共団体は、その地域の状況に応じた認知症施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。
- 4 都道府県は、都道府県認知症施策推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、その都道府県内の市町村の意見を聴かなければならない。
- 5 市町村認知症施策推進計画は、地域医療構想と一体のものとして策定されなければならない。

1 ○

すべての認知症の人が、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることは、認知症基本法の基本理念の一つである。

2 ○

良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供されることは、認知症基本法の基本理念の一つである。

3 ○

地方公共団体は、その地域の状況に応じた認知症施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

4 ×

認知症基本法において、都道府県は都道府県認知症施策推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、認知症の人や、家族等の意見を聴くよう努めなければならない。

5 ×

市町村認知症施策推進計画は、市町村地域福祉計画（社会福祉法）、市町村老人福祉計画（老人福祉法）、市町村介護保険事業計画（介護保険法）、その他の法令で規定される計画で認知症施策に関連する事項を定めるものと、調和が保たれたものでなければならない。